令和７年１２月８日（月）　午前１０時開議

○　議事日程（第４号）

１	議案第５６号	令和７年度山ノ内町一般会計補正予算（第５号）
２	議案第５７号	令和７年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
３	議案第５８号	令和７年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第３号）
４	議案第５９号	第６次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について
５	議案第６０号	地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
６	議案第６１号	山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
７	議案第６２号	長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定について
８	議案第６３号	山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
９	議案第６４号	山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
１０	議案第６５号	山ノ内町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
１１	議案第６６号	山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
１２	議案第６７号	山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○　本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○　出席議員次のとおり（１３名）

2番	畔　上　恵　子　君	9番	渡　辺　正　男　君
3番	小　林　　　仁　君	１０番	湯　本　晴　彦　君
4番	志　鷹　慎　吾　君	１１番	山　本　光　俊　君
5番	塚　田　一　男　君	１２番	小　林　克　彦　君
6番	湯　本　るり子　君	１３番	小　田　孝　志　君
7番	徳　竹　栄　子　君	１４番	白　鳥　金　次　君
8番	髙　田　佳　久　君		

○　欠席議員次のとおり（なし）

○　職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴木明美	前議事係長	湯本　寿

○　説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤　岳　君	教育長	竹内延彦　君
副町長	久保田　敦　君	こども未来課長	望月弘樹　君
総務課長	古幡哲也　君	生涯学習課長	山本佳史　君
未来創造課長	堀米貴秀　君	経済振興課長	田村清志　君
農林振興課長	金井哲也　君	危機管理課長	田中浩幸　君
建設水道課長	髙木和彦　君	住民税務課長	湯本　豊　君
消防課長	髙相一夫　君	健康福祉課長	小林佳代子　君
会計管理者	小林知之　君		

（開　議）　　　　　　　　　　　　（午前１０時００分）

議長（白鳥金次君）　おはようございます。本日はご苦労さまです。

本日、宮崎議事係長が体調不良による欠席のため、湯本前係長の出席を依頼しましたので、ご承知おき願います。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長（白鳥金次君）　初めに、12月５日に行われました一般質問における答弁において、建設水道課長から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君）　異議なしと認めます。

建設水道課長からの発言訂正の申出を許可することに決定しました。

それでは、建設水道課長、お願いします。

建設水道課長（髙木和彦君）　おはようございます。

すみません。先日、湯本るり子議員の再質問、答弁の中で、平和の丘公園の工事はできませんと発言しましたが、弥勒公園、平和観音大悲殿も含めたあの辺り一帯の総称として平和の丘公園と呼んでいるということですので、発言内容につきまして、平和の丘公園へつなげる工事を現在行っているところです、に訂正いたします。よろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君）　発言の訂正については以上です。

それでは、本日の日程に従い、議案の審議を行います。

１　議案第５６号　令和７年度山ノ内町一般会計補正予算（第５号）

２　議案第５７号　令和７年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

３　議案第５８号　令和７年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議長（白鳥金次君）　日程第１　議案第56号　令和７年度山ノ内町一般会計補正予算（第５号）から日程第３　議案第58号　令和７年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第３号）までの議案３件を一括して上程し、議題とします。

ただいまの３議案につきましては、去る11月28日の本会議において、予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

小田予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長　小田孝志君登壇）

予算決算審査委員長（小田孝志君）　おはようございます。

それでは、令和７年度補正予算３議案について、審査報告書に基づき報告申し上げます。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和７年12月８日

山ノ内町議会議長　白　鳥　金　次　様

山ノ内町議会予算決算審査委員会

委　員　長　　　　　小田　孝志

１．委員会開催月日　12月２日・３日

２．開　催　場　所　401会議室　第３、４委員会室

３．審　査　議　案

（１）議案第56号　令和７年度山ノ内町一般会計補正予算（第５号）

（２）議案第57号　令和７年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

（３）議案第58号　令和７年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第３号）

（以上３件　令和７年11月28日付託）

４．審　査　要　領

審査に当たっては、所管関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、十分審査の上、質疑、意見をまとめ、全体委員会をもって討論し、結論とした。

５．経過及び結果

（１）審査区分

議案第56号　令和７年度山ノ内町一般会計補正予算（第５号）、原案のとおり可決すべきものと決定。

（２）審査区分

議案第57号　令和７年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決定。

（３）審査区分

議案第58号　令和７年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決定。

意見なし。

総括意見なし。

ここで、審査の経緯について補足の説明をいたします。

補正予算案についても、昨年度から予算案同様に予算決算審査委員会を開催し、審査することとなりましたが、我々委員といたしましても、細部まで目を通すことができ理解も深まりました。今後においても、この審査体制を続けていくことにより、予算について十分チェックできるのではないかと思います。

表決の結果ですが、議案第56号から議案第58号までの３議案とも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。各委員からは、事業の細部にわたっての質疑がありました。各課の課長及び係長からは資料の提出を含め、丁寧な説明をいただきましたことに謝意を表します。今後

に向けて引き続きご協力をお願いいたします。

なお、今回の審査において、塵芥車の事故については、事故発生後議会に対し、道義的な観点から速やかな説明を求める意見が多くの委員から出されました。

以上を申し上げまして、委員長報告といたします。

議長（白鳥金次君）　これより、予算決算審査委員長から報告のありました３議案に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

１人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、１件ずつお願いします。

以後の議案についても同様とします。

議案第56号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第56号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。議案第56号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　全員起立です。

したがって、議案第56号　令和７年度山ノ内町一般会計補正予算（第５号）については予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第57号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第57号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　全員起立です。

したがって、議案第57号　令和７年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第58号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第58号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第58号　令和７年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

４　議案第５９号　第６次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について

議長（白鳥金次君）　日程第４　議案第59号　第６次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案について、どのような方法で審査を行ったらよいか、お諮りします。

10番　湯本晴彦議員。

１０番（湯本晴彦君）　10番　湯本晴彦です。

動議を提出したいと思います。

ただいま議題となっております第６次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定についての議案につきましては、当町が目指す将来像を明らかにし、またそれを実現するための具体的な施策を示した重要な案件であります。つきましては、委員会条例第５条の規定によって、全議員13名で構成する特別委員会を設置し、これに付託した上で適正かつ十分な審査を行われますようご提案いたします。

議長（白鳥金次君）　ただいま10番　湯本晴彦議員から、議題となっております第６次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定についての議案審査について、全議員13人で構成する特別委員会を設置し、これに審査を付託されたいとの動議が提出されました。

お諮りします。ただいまの動議に賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　全員起立です。

したがって、ただいまの動議は会議規則第16条に規定する所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

10番、湯本晴彦議員の動議を直ちに議題として採決します。ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第59号の議案審査については、全議員をもって構成する特別委員会を設置し、これに審査を付託されたいとの動議は可決されました。

山ノ内町議会総合計画審査特別委員会の設置についてを議題とします。

総合計画審査特別委員会の設置に関する動議案を事務局から配付させます。

（議会事務局　特別委員会設置案配付）

議長（白鳥金次君）　提出者の説明を求めます。

10番　湯本晴彦議員、登壇。

（１０番　湯本晴彦君登壇）

１０番（湯本晴彦君）　それでは、動議の特別委員会設置案について説明させていただきます。

山ノ内町総合計画審査特別委員会の設置について。

議案第59号　第６次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について。

以上の議案については、山ノ内町議会委員会条例第５条の規定により、特別委員会を設置して付託審査するものとする。

令和７年12月８日提出。

山ノ内町議会議長　白鳥金次様

提出者　議会運営委員会委員長　湯本晴彦

次のページにいっていただきまして、特別委員会設置要領。

１．委員会の名称

山ノ内町議会総合計画審査特別委員会とする。

２．審査事項

議案第59号　第６次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について。

３．審査期間

12月８日から審査終了の日までとする。

４．委員会委員定数

13人とし、次の２部会構成をもって審査を分担する。

（１）第１部会

総務産業常任委員会委員６人

（２）第２部会

社会文教常任委員会委員７人

５．審査区分

（１）議案第59号　第６次山ノ内町総合計画基本計画の策定について

①第１編　序論及び第２編、基本構想の審査、合同部会（部会共通）

②第３編　後期基本計画の審査

第１部会

第１章　人がつなぐ魅力あふれる産業と交流のまち

第４章　自然と生きる、暮らしの希望をかなえる安全なまち

第１節　潤いと安らぎのある、誰もが住みたくなるまちをつくる

第２節　自然と人が調和する、持続可能なまちをつくるのうち、１．ユネスコエコパーク及び２．景観

第３節　人のつながりで希望のある安心なまちをつくる

第４節　守り合い、支え合いによる安全なまちをつくる

第５章　みんなが活躍する絆の力で、地域が生きるまち

第１節　皆が活躍する協働のまちづくり

第２節　健全な財政運営と確実な行政経営のまちづくり

第２部会

第２章　生き生きと暮らす元気が満ちる健康なまち

第３章　未来に羽ばたく豊かな文化と学びのまち

第４章　自然と生きる暮らしの希望を叶える安全なまち

第２節　自然と人が調和する持続可能なまちをつくるのうち、３、環境衛生

第５章　みんなが活躍する絆の力で地域が生きるまち

第３節　人と人とが尊重し合う絆のまちづくり

６．正副委員長等

委員会に正副委員長、正副部会長を置く。

正副委員長は議長指名とする。

正副部会長は、各常任委員会の正副委員長が担当するものとする。

審査日程については裏面をご覧ください。

以上でございます。

議長（白鳥金次君）　質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。山ノ内町議会総合計画審査特別委員会の設置について、提案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君）　異議なしと認めます。

したがって、本案については提案のとおり可決されました。

これより、山ノ内町議会総合計画審査特別委員会の正副委員長の選任を行います。

ただいま可決されました特別委員会設置要領第６項の規定により、正副委員長を議長が指名します。

委員長に13番小田孝志議員、副委員長に７番徳竹栄子議員を指名します。

ここで、総合計画審査特別委員長から挨拶をいただきます。

（総合計画審査特別委員長　小田孝志君登壇）

総合計画審査特別委員長（小田孝志君）　13番小田孝志です。

このたび、議長指名によりまして、第６次山ノ内町総合計画後期基本計画審査特別委員会の委員長を仰せつかりました小田孝志でございます。大役のご指名に身の引き締まる思いとともに、その責任の重さを痛感しております。委員各位のお力添えを頂戴しながら、公平、公明な委員会運営に努めてまいる所存でございます。

第６次総合計画は、令和３年度から12年度までの長期にわたる本町の最上位計画であり、その後期基本計画は、これからの５年間のまちづくりの方向性を明確にする極めて重要な指針であります。後期基本計画は、前期と同様に５つの基本目標が掲げられ、それらを横断する取組として新たに４つの項目が追加されました。本町が直面する人口減少や、少子高齢化の進行は、一層の危機感を持って受け止めなければなりません。その上で、新たな取組として、脱炭素社会の実現、若者や外国人から選ばれるまちづくり、地域が持続的に稼げるまちとなるための産業振興、さらには行政、地域のデジタル化を進めるＤＸ推進を掲げております。これら時代の変化に適切に対応しようとする新たな取組も、後期基本計画を審査する上での重要な要素であると考えております。

委員会におきましては、審議会からの答申を十分に尊重しつつ、町民の皆様の暮らしに直結する施策が的確に盛り込まれているか、実効性と持続可能性の観点から、丁寧に審査を進めてまいりたいと存じます。

特別委員会の構成は、全議員参加の総務産業、社会文教、各常任委員会ごとの２部会の構成となります。それぞれの専門分野で、掘り下げた審議を期待するところであります。委員各位には、限られた時間ではありますが、精力的に審議され、未来に羽ばたく夢と希望のある健康なまちづくりに向け、悔いのない結論が導かれるよう、お願いいたします。

また、提案者であります町長はじめ、町側のご協力をいただき、審査が全うできますことを改めてお願い申し上げます。委員各位のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君）　ここで、特別委員会審査日程を事務局より配付させます。

（議会事務局　特別委員会審査日程配付）

議長（白鳥金次君）　議案第59号の議案につきましては、山ノ内町議会総合計画審査特別委員会に審査を付託します。

特別委員長以下委員各位にはご苦労さまですが、十分審議を尽くしていただき、的確な審査をお願いします。審査結果につきましては、会議規則第46条の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

正副委員長、各部会長におかれましては、審査が的確かつ迅速に進められますよう、お手元に配付しました審査日程に基づき、あらかじめ関係課等と十分打合せの上、審査をお願いいたします。

５　議案第６０号　地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君）　日程第５　議案第60号　地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第60号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第60号を採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第60号　地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

６　議案第６１号　山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

７　議案第６２号　長野県志賀高原自然保護センター条例の一部を改正する条例の制定について

８　議案第６３号　山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君）　日程第６　議案第61号　山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第８　議案第63号　山ノ内町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定

についてまでの議案３件を、一括して議題とします。

これより議案ごとに質疑を行います。

議案第61号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑を終わります。

議案第62号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑を終わります。

議案第63号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第61号から議案第63号までの３議案を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第61号から議案第63号までの３議案は、総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第１項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

９　議案第６４号　山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１０　議案第６５号　山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１１　議案第６６号　山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君）　日程第９　議案第64号　山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11　議案第66号　山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案３件を、一括して議題とします。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第64号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第64号を採決します。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第64号　山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第65号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第65号を採決します。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第65号　山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第66号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論を終わります。

議案第66号を採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、議案第66号　山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

１２　議案第６７号　山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（白鳥金次君）　日程第12　議案第67号　山ノ内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第67号を社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、社会文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第１項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

議長（白鳥金次君）　以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

大変ご苦労さまでした。

（散　会）　　　　　　　　　　　（午前１０時３８分）